指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名:株式会社志賀建設(法人番号6380001011580)

業 者 の 住 所:福島県石川郡石川町字屋敷入63

2. 指名停止措置期間: 令和6年8月20日から令和6年12月19日まで (4か月)

3. 指名停止措置の範囲:東北防衛局管内(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、

山形県及び福島県)

4. 事 実 概 要:

有資格者の元社員及び元取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に地検郡山支部に公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。その後、有資格者の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考〇「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事 請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使 用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競 売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 12号に掲げる場合を除く。)。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内